

No.
60

の**情報**

ごみ ステーション！

問環境センター ☎ (23) 0022

分別・指定ごみ袋について知っておこう

4月には、引っ越しの多い時期です。新しく土別に転入された方は、ごみに関する本市のルールを市HPやしべつ暮らしナビなどで確認して出しましょう。

使用済ペンは リサイクルしよう

4月1日から、家庭で不用になったプラスチック製のペンなどを回収します。

市内2施設に設置している回収ボックスに入れてください。

《回収対象品》

使用済みプラスチック製筆記用具が対象です。

▼ボールペンとその替芯

▼マーカー

▼サインペン

▼修正テープ

▼シャープペンシルと替芯のケース

▼プラスチック製筆記用具包装材

※メーカー、ブランドは問わず回収します。

※ご家庭で不用になったもの、もしくは、個人で購入されたものに限ります。

《回収ボックスの設置場所》

▼市役所本庁舎 正面玄関入口

▼土別市立図書館 正面玄関入口



▲回収ボックス

今年最初の 剪定枝収集です

▼4月24日(木)↓土別市街地区、温根別・西土別・字田・南土別・武徳・下土別・北町地区

▼4月25日(金)↓上土別・中土別・川西・多寄地区

▼4月30日(水)↓朝日地区

《剪定枝の出し方》

▼太さ20センチ未満で、長さ60センチ未満に切りそろえ、ひもで束ねてください。

▼針金などの硬いもので束ねないでください。

▼一度に出せる量は5束までです。

▼1束は、一人で抱えられる程度にまとめてください。

▼葉がついていても収集します。



紙類の出し方に 注意しよう

段ボール、紙製容器包装、新聞紙、雑誌、雑紙などの紙類は、汚れていなければ、全てリサイクルできます。

細かく切った紙やシュレッダーなどで裁断した紙も「紙類」の日に出してください。

衛生ごみ指定袋 忘れずに申請を

衛生ごみの指定袋を支給しています。対象となる世帯は、忘れずに申請しましょう。

①3歳児未満の子どもがいる世帯

②障がい者日常生活用具などの排泄管理支援用具のうち、ストマ装具または紙おむつなどの給付を受けている世帯

③身体障がい者手帳の1・2級の交付を受けていて、障がい区分が下肢・体幹に該当し、現在も紙おむつやストマ装具・集尿袋などの装具を利用している世帯

《申請先》

市民課・地域福祉課・朝日支所・各出張所

「一般ごみに 混ぜないで！」

家庭から出される「一般ごみ」にどのようなごみが含まれているか、定期的に調査を行っています。

今回の調査結果では、「紙類」「生ごみ」「衛生ごみ」が混入していました。それぞれ分別して指定袋などに入れて出してください。